



法人・個人事業主、
農業者、漁業者
の皆さまへ

対象期間が延長されました

「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」

新型コロナウイルス感染症が拡大していることを受け、高知県が飲食店に対して営業時間短縮要請等を行ったことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている方へ、高知県独自の給付金を給付します。

対象
期間

延長

これまで売上の比較対象月が令和2年12月と令和3年1月のみでしたが、
令和3年5月と6月も対象となりました。

既に令和2年12月・令和3年1月分を申請・受給された方も5月・6月分の申請が可能です。

対象者

個人事業主または**法人**（農業者、漁業者も対象となります）

令和3年5月・6月の販売額が前年または前々年の同月と比べて30%以上減少した方

給付額

A：対象期間の前年（または前々年）同月の売上高
B：対象期間の前年（または前々年）同月の営業日数

※算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とし、25万円未満の場合は25万円とする。
（1円未満の端数は切り捨て）

計算式 $(A \div B) \times 3 = \text{上限額}$

申請
方法

申請には認定支援機関（四万十町商工会・JA高知県・高知県漁協など）または税理士から
「**売り上げ減少などの証明書**」の発行を受ける必要があります。詳しくは事業別に下記まで
お問い合わせください。

※詳細のチラシや申請書の用紙は高知県HP、四万十町役場町民課および大正・十和地域振興局で入手できます。

申請
期限

≫ 9 / 30 (木)

【お問い合わせ先】

商店などの方は、**四万十町商工会** ☎ 22-0465

農業者の方は、**高南農業改良普及所** ☎ 22-1126

漁業者の方は、**中央漁業指導所** ☎ 088-856-1164

税務課からのお知らせ

小型特殊自動車（農耕作業用など）の登録はお済みですか？

トラクター、コンバイン、田植機などの小型特殊自動車は**登録が義務づけ**られています。
（個人以外の集落や農業法人も対象です）もし、登録されていない車両がありましたら、
税務課・各地域振興局で申請をお願いします。

申請に必要なもの

≫ 申請書（税務課・各地域振興局にあります）

≫ 届出者の本人確認書類
（運転免許証など）



公道を走るかどうかに関係なく、
所有されている車両は登録の必要があります。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎ 22-3116

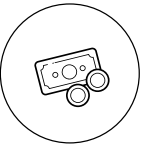
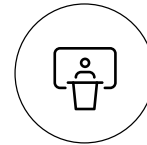
経営者の皆さん

事業承継の準備は進んでいますか？

事業承継の取り組みは、後継者の育成も含めると5年から10年かかると言われており、早期かつ計画的な取り組みが必要です。しかしながら取り組みを先送りしたため、後継者を確保できず、やむなく廃業となるケースが多くあります。具体的に事業承継の準備を進めていくには、各分野の専門家に相談しながら、一つひとつ解決していくことになります。まずは、お取引金融機関や地域の商工会・商工会議所、顧問税理士等に相談いただき、国・県などの補助金を活用しながら徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。事業承継に関する公的な相談窓口として、高知県事業承継・引継ぎ支援センターもありますので、遠慮なくご相談ください。



補助金のご案内



県 高知県事業承継等推進事業費補助金

類型	対象	事業区分	経費区分	補助率および補助額
一般枠	中小企業者など	①事業承継計画策定委託 ※現在の経営者から次の後継者への事業承継計画の策定に限る	事業承継計画の策定に係る経費 ・初期診断委託料 ・コンサルティング委託料 ・事業承継計画の作成委託料 ・企業価値の算出委託料 など	〈補助率〉 補助対象経費の2分の1以内
		②M & A 仲介委託	事業承継計画の策定に係る経費 ・仲介委託料 ・マッチングの登録手数料 ・着手金 など	〈補助上限額〉 100万円
小規模枠	小規模事業者	①M & A 企業評価作成委託	小規模事業者が行うM & Aの前段階の企業評価と企業概要書作成に係る経費 ・企業調査委託料 ・企業概要書作成委託料 など	〈補助率〉 補助対象経費の3分の2以内 〈補助上限額〉 30万円

国 事業承継・引継ぎ補助金

		補助率	補助上限額	上乗せ額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	3分の2	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	3分の2	400万円	200万円
M & A 型	M & Aにより経営資源を引き継いだ事業者への支援	3分の2	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		3分の2	400万円	200万円 (売り手のみ)

事業承継の相談窓口

高知県事業承継・引継ぎ支援センター

☎ 088-802-6002

✉ kochi-center@theia.ocn.ne.jp

【記事に関するお問い合わせ先】

高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当

☎ 088-823-9697

✉ 150401@ken.pref.kochi.lg.jp